

佐賀県選挙管理委員会告示第 26 号

平成 30 年 3 月 25 日執行の吉野ヶ里町議会議員選挙に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成 30 年 6 月 26 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

# 裁 決 書

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 263 番地 3

審査申立人 城 島 敏 行

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成 30 年 4 月 27 日に提起された平成 30 年 3 月 25 日執行の吉野ヶ里町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、佐賀県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

## 理 由

### 1 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、平成 30 年 4 月 2 日に吉野ヶ里町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して異議の申出を行ったところ、町委員会は、平成 30 年 4 月 17 日に、この異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、原決定を不服として、平成 30 年 4 月 27 日に、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人である立石良雄、筒井佐千生、馬場茂及び生島信一郎（以下「当選人 4 名」という。）の当選を無効とする旨の

裁決を求める審査の申立てを行った。

申立ての理由を要約すれば、次のとおりである。

(1) 当選人立石良雄、筒井佐千生及び馬場茂（以下「立石他2名」という。）が、本件選挙において、地区公民館を選挙事務所として利用したことで、本件選挙が地域ぐるみの選挙の色合いが濃くなるとともに、立石他2名に地域代表としての位置付けも加わった。

以上のことは、地域住民の政治、選挙上の判断を制約するものである。

また、立石他2名が居住する地域は、地区公民館を選挙事務所として利用できるが、吉野ヶ里町内（以下「町内」という。）においては、地区公民館を選挙事務所として使用できない地域もある。町内の一部の地域に居住する候補者だけが地区公民館を選挙事務所として利用できることは、その候補者にとっては選挙事務所を選定及び設置する手間や費用がかからず、選挙上有利となることから、本件選挙は公正に行われていたとは言えない。

さらに、地区公民館を選挙事務所として利用することは、地区公民館本来の目的を逸脱するものである。

(2) 地区公民館を選挙事務所として使用した当選人は、地区公民館内において、選挙運動員及び労務者以外の炊き出しに来た者に対し、飲食物を提供した。

(3) 当選人馬場茂は、地区公民館に設置している選挙事務所に、法の規定に違反して、選挙事務所を表示する看板を三角柱に立てた。

(4) 当選人生島信一郎は、選挙事務所とは別に、地区公民館を選挙運動員等の休憩所として使用し、そこで飲食物の提供を行った。

(5) 当選人馬場茂は、選挙時に吉野ヶ里町消防団（以下「町消防団」という。）副団長の職にあったが、地位を利用した選挙運動を行うことができる町消防団副団長は、町議会議員と兼職できない。

以上により、当選人4名の当選は無効である。

## 2 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを受理した後、町委員会及び吉野ヶ里町から関係書類を徴し、慎重に審理を行った。

当選の効力に係る争訟において、当選無効の原因となり得べき違法事由は、「当該当選人決定の違法、即ち当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決、同旨昭和30年9月29日大阪高等裁判所判決)とされている。

申立人の主張のうち、前記(1)(2)(3)及び(4)については、上記判決で示された当選無効の原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しない。

また公職選挙法(以下「法」という。)第139条の規定は、選挙運動に関し、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者以外への飲食物の提供を禁じている。法第133条の規定は、選挙運動のため、休憩所やそれに類似する設備の設置を禁じている。また、法第143条第1項第1号により選挙事務所において掲示が認められている立札及び看板の類について、選挙制度研究会編、株式会社ぎょうせい発行「地方選挙の手引(平成30年)」88ページには「三角柱や円錐形のように立体的なものは、立札及び看板の類に当たらないので使用することができない。」と記載されている。申立人の主張が仮に事実とすると、当選人4名の前記(2)(3)及び(4)の行為は、いずれも法の規定に抵触する可能性があると考えられる。

しかし、法第251条の規定には、当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められていることに鑑みると、申立人が主張する当選人4名の前記(2)(3)

及び(4)の行為について、罰則該当の行為であるか否かの認定判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に、当選人が当該選挙に関して法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪(法同条規定の罪に限る。)により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に上記罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効争訟を提起することはできないものと解される(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決同旨)。

次に、申立人の主張のうち、前記(5)について検討する。

法第89条第1項には、「国若しくは地方公共団体の公務員(中略)は、在職中、公職の候補者となることはできない。」と規定されているが、同項ただし書では、「次の各号に掲げる公務員(中略)は、この限りでない。」と規定され、同項第4号には「消防団長その他の消防団員(常勤の者を除く。)」と規定されている。

この点については、「吉野ヶ里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」(以下「条例」という。)の別表に、特別職の吉野ヶ里町職員で非常勤職員の者の報酬年額が定められ、町消防団副団長の職が記載されている。また、町消防団副団長であった馬場茂の平成28年度及び平成29年度の2年間の勤務実態も、多い月で1か月に3日ないし4日程度の勤務である。

したがって、条例上も、また馬場茂の町消防団副団長としての勤務実態上のいずれから、法第89条第1項第4号の規定により立候補制限が課せられている常勤の消防団員には該当しないと判断される。

よって、申立人の主張は全く採用することはできない。

以上のとおり、本件選挙における当選人4名の当選を無効とする申立人の

主張には理由がない。

ところで、法第 209 条第 1 項では、当選の効力を争う争訟においても、「その選挙が（法）第 205 条第 1 項の場合に該当するとき（選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合、即ち選挙無効原因がある場合）」は、県選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の裁決をなす旨規定されている。

法第 205 条第 1 項の、いわゆる選挙無効の要件としての「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任に当たる機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定に違反しなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような事態を招来することを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等による選挙の取締規定ないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではないと解すべきである。」とされ、「もっとも、そのような違法行為でも、そのために当該選挙の選挙人が全般的にその自由な判断による投票を妨げられるというような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいはその選挙を無効としなければならないことも考えられないわけではない。」（昭和 61 年 2 月 18 日最高裁判所第 3 小法廷判決）とされている。

本件選挙において、選挙自体の全部又は一部を無効とする無効原因が認められるか否かについて検討すると、立石他 2 名が地区公民館を選挙事務所として使用したことについて、町委員会は、本件選挙の告示日に立石他 2 名の選挙事務所設置届を受理しているが、選挙事務所として地区公民館の使用を禁止している法令の規定はなく、選挙事務所届出の受理をもって町委員会が選挙の管理執行の手續に関する規定に違反したことには当たらないことは明白である。また、本件選挙の選挙会の際、選挙立会人全員が選挙結果に特段

異議を唱えることなく選挙録に署名及び押印をしていること等、立石他2名が地区公民館を選挙事務所として使用したことで、本件選挙において、選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような事態を招来したとは言えない。

さらに、たとえ申立人の主張するとおり当選人4名による選挙違反行為が行われていたとしても、前記のとおりその違反行為が、選挙無効の要件に該当しないことはもとより、当該違反行為により、本件選挙において町内の選挙人が全般的にその自由な判断による投票を妨げられたというような特段の事態を生じたとは認められない。

以上のことから、本件において、本件選挙の全部又は一部を無効とする事由は認められないため、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成30年6月26日

佐賀県選挙管理委員会

委員長	大	川	正二郎
委員	石	橋	亨見
委員	篠	崎	とも子
委員	二	宮	幸枝

教 示

この裁決に不服があるときは、公職選挙法第207条の規定により、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。